

別紙様式 4

随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
放射能標準ガンマ体積線源	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月1日	(公社)日本7イットーブ 協会 (東京都文京区本駒込2-28-45) 7010005018674	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(2)-イ 研究・実験を継続的に実施している場合における観測データ等の連続性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器及び材料並びに技術等であって、業者が一に限定されるものを当該業者から購入又は行わせるとき	—	1, 716, 000	—	—	—	—	—	
電界放出形走査電子顕微鏡点検整備業務	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月1日	(株)日立ハイテクフィールド・インクスつくばサービスセンター (茨城県つくば市小野崎260-1) 9011101029712	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(2)-カ 特殊な機器の維持管理又は改修であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき	—	2, 382, 600	—	—	—	—	—	
文献提供サービスRapidILLの利用	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月1日	ユサコ(株) (東京都港区東麻布2-17-12) 2010401030329	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(4)-エ 法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	—	1, 313, 401	—	—	—	—	—	複数年契約 R5. 11. 1－ R7. 1. 10

化学物質管理システムバージョンアップ業務	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月2日	島津インテス東日本(株) (茨城県つくば市吾妻3丁目17-1) 7010501032617	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(2)-カ 特殊な機器の維持管理又は改修であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき	—	6, 095, 101	—	—	—	—	—	
接触角計B100改造業務	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月10日	(株)あすみ技研 (東京都中央区本郷三丁目14-16 3F) 4011801021766	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(2)-ウ 研究・実験を行う場合における機器の互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき	—	2, 024, 000	—	—	—	—	—	
「木の酒」プロモーションコンテンツ制作及び運用業務	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月14日	(株)ブルークス (東京都中央区日本橋大伝馬町14-17 大伝馬町千歳ビル4階) 9011001103699	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(7) 民間企業等有している技術・ノウハウ等に基づく企画又は専門的な知見を有する人材の確保等に関して競争させることによりサービスの調達がはじめて実現されるとき。	—	6, 600, 000	—	—	—	—	—	
電子ジャーナル（サイエンス・ダイレクト スタンダード・コレクション）の利用	森林総合研究所 所長 浅野 透 (茨城県つくば市松の里1)	令和5年11月29日	エルゼビア・ビー・ブイ (東京都港区東麻布1-9-15) 3010401004372	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(4)-エ 法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	—	5, 077, 395	—	—	—	—	—	複数年契約 R5. 11. 29— R6. 12. 31

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。